

尾張旭市監査公表第7号

令和8年1月6日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年2月5日付け7長第1214号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年3月3日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 市原 誠二

健康福祉部長寿課

監査の指摘事項	措置状況
<p>本市では、入札及び随意契約の公表に関する取扱要綱（平成11年尾張旭市要綱等。以下「公表取扱要綱」という。）の規定により、随意契約を締結する場合で、予定価格が尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第25条に定める額を超えるときは、その内容を公表しなければならない（以下この公表を「随意契約の公表」という。）が、介護認定調査の委託に係る定期建物賃貸借契約について、随意契約の公表が行われていなかった。</p> <p>公表取扱要綱に沿った事務処理を漏れなく実施されたい。</p> <p>なお、同課における随意契約の公表は、昨年度の定例監査においても注意すべきものとして指摘し、今後は事務を改めるとして市長から措置を講じた旨の通知があったにもかかわらず、今回の監査でも同様の事案が検出されたことから、改めて、確実な是正改善を求める。</p>	<p>指摘を受け、速やかに随意契約の公表を行った。</p> <p>今後は、確実な是正改善のため、随意契約を締結しようとする際は、どのような性質の契約であれ、公表取扱要綱を確認することとし、再発防止に努める。</p>
<p>多世代交流館トイレ清掃業務の契約書には、「業務を実施する場所、面積、トイレ箇所数、便器数等は、別添図面のとおり」と記載があるものの、図面が添付されていなかった。</p> <p>また、地域包括支援センター地域相談窓</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>今後は、契約書の作成時に、文面についても注意を払いながら、仕様書等の添付書類の有無を担当者と上司で確認し、適切な事務を実施する。</p>

<p>口業務の契約書には、「別紙仕様書に基づいて、前条に規定する委託業務を実施するものとする。」と記載があるものの、仕様書が添付されていなかった。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	
<p>尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号）第36条により、負担金、補助及び交付金について支出負担行為として整理する時期は、指令又は交付決定のときとされている。</p> <p>また、尾張旭市補助金等交付規則（平成9年尾張旭市規則第15号）第4条第1項により、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をするものとされている。</p> <p>しかしながら、地域シニアクラブ補助金について、支出負担行為を決議しないまま、令和7年7月18日付けで当該補助金に係る予算現額580,000円を超える648,800円の交付を決定していた。</p> <p>会計事務及び補助金等交付事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>指摘後、当該補助金について、交付内容を見直し、相手方に連絡した上で、修正決定し、予算の範囲内での交付決定とした。</p> <p>会計規則に従い、速やかに支出負担行為を決議していれば、予算範囲内でないことに交付決定前に気づくことができたことから、今後は、適切な手順に従い事務を実施する。</p>
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、成年後見人等選任開始の審判申立てに要した費用の請求について、調定を決議することなく、納入を通知の上、収入していた。</p> <p>適時適切に調定を決議されたい。</p> <p>なお、同課における調定の決議については、昨年度の定例監査においても指摘し、今後は事務を改めるとして市長から措置を講じた旨の通知があったにもかかわらず、今回の監査でも同様の事案が検出されたことから、改めて、確実な是正改善を求める。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>今後は、収入に係る事務手順を再度課内で徹底するとともに、担当者だけでなく上司も意識を高めて収入事務を実施する。</p>
<p>同課は、シニアカラオケ大会、高齢者趣味の作品展及びシニアクラブグラウンドゴルフ大会の開催運営を業務内容とする、</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>令和8年度実施のシニアクラブカラオ</p>

<p>高齢者健康づくり事業を委託して実施している。当該委託業務の契約は、令和7年4月1日に締結したにもかかわらず、遅くとも同年3月10日までには、委託先に、同契約にあるシニアカラオケ大会のポスターを作成させていた。</p> <p>契約日以降に契約が履行されるよう、契約事務を適時適切に実施されたい。</p> <p>なお、同課における同事業の契約締結前着手は、昨年度の定例監査においても指摘し、今後は事務を改めるとして市長から措置を講じた旨の通知があったにもかかわらず、今回の監査でも同様の事務を行っていたことが確認されたことから、改めて、確実な是正改善を求める。</p>	<p>ケ大会に係るポスター作成事務は、令和8年度契約後に実施することとした。</p> <p>今後は、適切な手順に従い事務を実施する。</p>
<p>認知症地域支援・ケア向上事業では、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図るため、A団体及びB団体に委託し、認知症地域支援推進員を配置して、それぞれ違う仕様で業務を実施している。</p> <p>同課は、令和7年度の同事業の委託業務について、誤って、A団体に係る仕様書をB団体との契約書に、B団体に係る仕様書をA団体との契約書に添付し、契約締結していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>事業名が同じで、同時期の契約であったため、A団体とB団体で誤った仕様書を添付してしまったことから、今後は、契約書作成において添付誤りがないよう、仕様書の事業名に(〇〇用)等と団体名を付記することで再発防止に努める。</p>
<p>買い物リハビリテーション事業委託契約(契約金額1,815,000円)について、「リハビリテーションの実施、送迎、買い物支援の一環を令和2年度から令和6年度に本市で実施した実績を有しており、最も効率よく効果的に事業を実施することが可能である」業者(合同会社)一者から見積徴取するつもりであることをもって、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しない契約)に当たるとして随意契約としていた。この点、「最も効率よく効果的に事業を実施することが可能」</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>今後は、抽象的、主観的な表現ではなく、具体的、客観的な理由を記述していく。</p> <p>契約保証金を免除する場合は、契約規則を確認することとし、契約規則第32条第8号を適用する場合に、その適否を検討の上、適用する理由を伺うこととした。また、施行伺い時と契約時で決裁の記述に矛盾がないよう上司と担当で二重確認を行い再発防止に努めていく。</p>

との部分に係る根拠は示されておらず、主観的であり、同号を適用する理由としては不明確である。

また、契約の施行伺いでは、当該合同会社について、「国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体等」に該当するかについて何ら検討をすることもなく、契約規則第32条第7号（国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体等と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき）に当たるとして契約保証金を免除する旨記載し、決裁を受けていた。一方、施行した契約書を見ると、同条第6号（随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき）により契約保証金を免除していた（契約制度を所管する総務課によれば、同号の「契約金額が少額」とは、契約規則別表で定めのある、契約の種類に応じた額の範囲内のことであり、同表第1号から第5号までに掲げる契約の種類に該当しない当該契約に契約規則第32条第6号を適用できるのは、同表第6号で「前各号に掲げるもの以外のもの」として定める100万円までの範囲内の額の場合といえ、当該契約は少額とはいえない。）。

この点、施行伺い時と契約時に契約保証金免除の適用条文を異なったものとすることや、そもそも契約の相手方や金額が適用しようとする同条各号いずれにも該当しない（又は該当するかの検討がない）にもかかわらず、契約保証金を免除することは、本契約に係る事務が著しく不適切であるといえる。

契約事務を適切に実施されたい。

同課における令和6年10月から令和7年9月までの間の郵便切手等金券類の受入れ及び使用状況について確認したところ、令和7年3月に返信用等として26円切手を40枚、110円切手を188枚

指摘事項について、課内で周知徹底を図った。

使用頻度の低い郵便切手が残存していたため、今後、郵便切手等の購入の際は、在庫状況と使用頻度に照らし計画的に購

<p>購入し受入れの上、そのまま令和7年度に繰り越していたが、4月の使用枚数は、26円切手6枚、110円切手2枚であった（110円切手については、9月までで見てもわずか6枚であった。）。</p> <p>また、令和7年3月に資料送付用として600円のレターパックプラスを380枚購入し受入れの上、当該枚数以上を令和7年度に繰り越していたが、4月の使用枚数は、わずか33枚であった。</p> <p>会計年度独立の原則の観点や経済性の観点から、郵便切手等金券類は、購入の都度在庫数を確認の上、必要枚数を計画的に購入し、翌年度への繰越しは、必要最小限とすべきである。</p> <p>金券類等取扱事務を適切に実施されたい。</p>	<p>入し、翌年度への繰越しは、必要最小限とする。</p>
<p>同課における郵便切手等金券類の保管状況を確認したところ、保管用手提げ金庫の中に、平成19年11月14日以降使用されていない図書券（34,500円）とその使用簿が存在していた。同課に確認したところ、その存在を認知していなかった。このことは、郵便切手等金券類の管理体制に重大な不備があることを示しているといえる。</p> <p>金券類等取扱事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>今後は、郵便切手類の管理と同時に金庫内の確認も行うよう管理方法を改める。</p> <p>また、現存する図書券については、措置次第改めて報告する。</p>
<p>自家用電気工作物保守点検業務委託において、見積書提出依頼の際、期限を令和7年3月25日とし、期限までに提出がない場合は無効とするとしているにもかかわらず、同月31日に提出した者と契約を締結していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>今後は、適切な手順に従い事務を実施し、複数の職員で確認することで、再発防止に努める。</p>
<p>令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、通所型短期集中予防サービス「元気教室」委託契</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図るとともに、担当者と再度、見積書のチェックポイントについて確認しあった。</p> <p>今後は、見積書に代表者印の押印があることを複数の職員で確認し、再発防止に努める。</p>

<p>約及び買い物リハビリテーション事業委託契約において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	
<p>尾張旭市工事請負契約保証事務取扱要領(平成13年尾張旭市要綱等)によれば、契約担当者は、工事請負契約における契約の保証について、契約保証金等整理簿を整理するものとされている。また、公表取扱要綱によれば、制限付き一般競争入札又は指名競争入札による建設工事の契約について、契約締結後に工事契約結果調書を公表するものとされている。</p> <p>しかしながら、同課は、南部老人いこいの家等解体工事(制限付き一般競争入札)の契約時に、契約保証金等整理簿の作成及び工事契約結果調書の公表を行っていなかった。</p> <p>契約の保証の事務を適切に実施されたい。また、公表取扱要綱に沿った事務処理を漏れなく実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図るとともに、速やかに公表を行った。</p> <p>今後は、尾張旭市工事請負契約保証事務取扱要領及び公表取扱要綱を確認した上で、契約保証金等整理簿の整理及び工事契約結果調書の公表について複数の職員で確認し、再発防止に努める。</p> <p>また、適切な手順に従い事務を実施する。</p>
<p>政令第167条の2第1項第1号によれば、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が同号に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするときに随意契約によることができるものとされている。</p> <p>高齢者外出支援助成券交付対象者の名簿及び案内通知DMラベル等作成の委託において、いずれも契約の施行伺いに予定金額の記載がないまま同号に当たるとして決裁を受け、随意契約していた。</p> <p>このやり方では、市として、当該契約が同号の要件に当たるか検討したことにならないといえ、適切を欠くものである。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>今後は、契約の施行伺いに予定額を記載した上で契約方法を検討することとし、適切な契約事務を実施する。</p>
<p>契約規則第32条により、同条第1号から第7号までに掲げる場合のほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるときにも、契約保証金の全部又は一部を免除することが</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>指摘後、契約保証金の免除について、契約規則の規定を改めて確認し、理由の根拠として乏しいと認識した。</p>

<p>できる（同条第8号）。</p> <p>同課は、在宅老人ショートステイ事業委託、介護保険指定機関等管理システム使用、通所型短期集中予防サービス「元気教室」業務委託、地域包括支援センター地域相談窓口業務委託及び紙おむつ給付事業委託の契約について、何ら理由を示して何うことのないまま、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとして、同号の規定により契約保証金を免除とされていた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>今後は、契約保証金を免除する場合は、契約規則に従った理由を明示した上で検討するよう改め、適切な契約事務を実施する。</p> <p>なお、契約規則第32条第8号を適用する場合には、その適否を検討の上、適用する理由を何うこととした。</p>
<p>同課は、別途選定された17業者の商品を、対象者（88歳の高齢者）の選択に応じて購入し届ける敬老祝品の購入・配送業務を、17業者それぞれとの契約により実施しているが、契約を何う際に、業者ごとの予定金額を示していないにもかかわらず、契約規則第32条第6号（随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき）に当たるとして決裁を受け、契約締結に当たり、全業者に対して契約保証金を免除していた。</p> <p>このやり方では、市として、当該契約が同号の要件に該当するか検討したことにはならないといえ、適切を欠くものである。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>今後は、それぞれの事業者ごとに予定総額を設計し、根拠を示した上で契約保証金について検討することとした。</p>